

<記入見本>

※この書類は、犬・猫を販売する方のみ記入。

様式第1別記2

平成〇〇年〇〇月〇〇日

犬猫等健康安全計画

氏名 **大阪 太郎** ㊞
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)
住所 〒〇〇〇-〇〇〇〇
〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号
電話番号 〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇

いずれかにチェック

犬猫等の繁殖を行うかどうか 繁殖を行う 繁殖を行わない

※【作成にあつての注意点】

○ 具体的に記載すること

「1日〇回確認を行う」など、数字を記載して具体的かつ明確に記載してください。

繁殖をリタイアした犬を最後まで飼養する予定である場合も、「〇歳で繁殖をやめ、リタイア犬に対する専用の飼養スペースを設けている」等具体的に記載してください。

○ 実施可能なことを記入すること

計画書に記載された事項は必ず遵守する必要がありますので、犬・猫の健康安全を守るために実現可能な事項を記載してください。

【様式への記入例】

項目	計画の内容
1 幼齢の犬猫等の健康及び安全を保持するための体制の整備	①事業者における幼齢の犬猫の管理体制 <ul style="list-style-type: none">・幼齢の犬猫等の管理について担当する職員がおり、その健康状態について毎日〇回確認を行う。・健康状態を記録するための個体ごとの台帳（データベース）を作成し、管理担当で共有する。 ②獣医師との連携 <ul style="list-style-type: none">・〇〇動物病院を、かかりつけの獣医師としている。
2 販売の用に供することが困難となった犬猫等の取扱い	①譲渡先・飼養施設等の確保 <ul style="list-style-type: none">・従業員の中で飼育希望者を募り、譲り渡しを行う。・譲渡会を開催する。・ホームページやフリーペーパーなどで一般の飼育希望者を募り、適正飼養できそうな人に無料で譲り渡す。 ②需給調整等 <ul style="list-style-type: none">・売れ残った犬猫が出た場合には、仕入れ数（繁殖数）を調整する。
3 幼齢の犬猫等の健康及び安全の保持に配慮した飼養、保管、繁殖及び展示方法	①飼養・保管方法 <ul style="list-style-type: none">・生後49日までの間は親兄弟等と飼養し、離乳等を終えた動物を販売に供する。・疾病に罹患した場合には、個体毎に隔離し、獣医師の診療を受ける。・1日1回以上の清掃、週〇回以上消毒を行う。・一定の運動時間等を設けている。・繁殖犬については、清掃時間中、運動場での自由運動と、朝夕の散歩を行う。・獣医師が判断する適切な時期にワクチン接種を行う。・（あらかじめマイクロチップ等を装着して販売する場合には）マイクロチップ装着の目的及び公的な性格を有する団体等へ所有者情報の登録・更新の方法について購入者に説明する。 ②繁殖方法 <ul style="list-style-type: none">・繁殖に供する期間は〇歳までとし、年間複数回繁殖に供する場合には、獣医師の判断を仰ぐ。・遺伝性疾患等の問題を生じさせる可能性の高い組合せによる繁殖は

②は繁殖を行う場合のみ記載。

③は展示を行う場合のみ記載する。

行わない。

・出産後、一定期間経過後に幼齢個体について獣医師の診察を受ける。

③展示方法

・夜8時～朝8時までの展示は行わない。

・○時間以上連続した展示は行わない。展示時間中も適宜休憩させる。

・毎日健康状態を確認し、異常が認められた場合には展示を行わない。

・顧客に対し、ケージ等をたたかない、大きな声を出さない等の注意喚起を行う。

備考 この書類の大きさは、日本工業規格A4のこと。

全ての項目について、出来る限り具体的に記載。

書いた限りは、計画遵守義務が生じることになり、実践できていない場合は、「指導」や「取消し」等の要因となるので、注意が必要。

健康チェック、清掃、消毒などについては、実践可能な回数を記入する事が望ましい。(申請時に回数が少ないと言う指摘があれば、その場で修正すれば良い。)

繁殖に供する期間については、5歳～6歳位が妥当と思われるが、担当官の指摘があれば修正も可能。

展示時間については、店舗の営業時間に応じての判断となるが、指摘があれば修正も可能。